網走市建築計画概要書等の写しの交付事務に関する要綱

(趣旨)

第1 条 この要綱は、網走市手数料条例(昭和22年条例第16号)に基づく建築計画概要書その他の建築基準法(昭和25 年法律第201 号)第93 条の2 の規定に基づく建築基準法施行規則(昭和25 年建設省令第40 号)第11 条の4 第1 項の書類（以下「建築計画概要書等」という。）の写しの交付事務について必要な事項を定めるものとする。

(写しの交付の場所)

第2 条 建築計画概要書等の写しの交付の場所については、市建設港湾部建築課とする。

2 建築計画概要書等の写しの交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)が郵送に

よる交付を申請する場合は、前項の規定にかかわらず、郵送による交付を行うことができる。

(交付の時間等)

第3 条 建築計画概要書等の写しの交付の時間等は、網走市建築計画概要書閲覧規程(昭和63年訓令第1号)第3 条を準用する。

(写しの交付手続)

第4 条 申請者は、建築計画概要書等の写し交付申請書(第1 号様式) を市長に提出しなけ

ればならない。

(写しの交付に係る手数料)

第5 条 申請者は、１件あたり手数料条例で定める別表第14(第2条関係)その他市長の

行う事務についての手数料 公簿公文書の写しの交付手数料を納付しなければならない。

2 前項の手数料は、建築計画概要書等の写しの交付を受ける前に納付するものとする。

3 郵送による交付を申請する場合の当該郵送にかかる費用については、申請者の負担とす

る。

(写しの交付)

第6 条 建築計画概要書等の写しを交付する場合は、写しの交付年月日及び建築計画概要

書等に記載された事項の写しに相違ない旨を表示し交付する。

2 建築計画概要書等の一部に印影及び個人の電話番号等の個人情報が記載されている場合は、概当部分を墨塗りして写しを交付する。

(写しの交付ができない場合)

第7 条 次に掲げる場合は、写しの交付をすることができない。

(1) 建築物等（建築物、工作物、昇降機又は建築設備をいう。）を特定しない場合

(2) 当該建築計画概要書等が保存されていない場合

(その他)

第8 条 この要綱に定めるもののほか、建築計画概要書等の写しの交付事務について必要

な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和４ 年４ 月１ 日から適用する。